



平成23年(2011年) 2/20 第1245号

発行：小平市 編集：企画政策部 秘書広報課 〒187-8701 小平市小川町二丁目 1333番地 ☎042(341)1211(代表)

市報 こだいら

人口と世帯数 平成23年2月1日現在

◎住民基本台帳登録数	前月比
男 89,266人	23人減
女 90,421人	18人減
計 179,687人	41人減
世帯数 81,728世帯	19世帯減
◎外国人登録数	4,259人
合計(住民基本台帳登録数+外国人登録数)	183,946人

◇小平市ホームページ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp>

◇電子メール info@city.kodaira.lg.jp



ふるさと・景人・まち・景

第31回こだいら市民駅伝が行われました

今年で31回目を迎えた「こだいら市民駅伝」が2月6日(日)に行われました。今大会は過去最多となる128チームが出場し、たすきをつなぎました。大会当日は天候にも恵まれ、選手たちの力走を見ることができました。また、選手たちは沿道からのたくさんの声援に励まされ、多くの新記録を樹立しました。

◆市役所2階会議室で平成23年度の市民税・都民税の申告を3月15日(火)まで受け付けています。期限間近になると受付窓口がたいへん混雑しますので、早めの申告をお願いします。

所得のなかった方も申告を
平成22年中に所得のなかった方でも、非課税証明書の発行、国民健康保険料軽減措置などの基礎資料となりますので、申告書の裏面に必要事項を記入のうえ、

申告の受付
とき 月曜～金曜日 午前9時～11時30分、午後1時～4時
▼2月26日の土曜日 午前9時～11時30分
ところ 市役所2階201会議室
※申告書は東部・西部出張

市民税・都民税の申告を受付中

3月15日(火)まで

市民税・都民税の申告に必要な書類

- 平成23年度市民税・都民税申告書が郵送されてきた方は、その申告書・印鑑(認め印)
 - 平成22年1月から12月までの所得を証明する書類(給与所得者は勤務先が発行した源泉徴収票または給与支払いの明細など、公的年金などの受給者は年金支払者から送付された源泉徴収票、その他所得のある方は収支内訳書や支払調書など)
 - 社会保険料(国民健康保険、国民年金、介護保険など)の支払証明書、領収書
※国民年金保険料の控除を受ける方は「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」などの提出がないと、控除の適用ができません。
 - 生命保険料・地震保険料の控除証明書
 - 医療費控除を受ける方は医療費の領収書と補てん金額についてわかる書類
※かかった人ごと、医療機関ごとに事前に計算を済ませておいてください。
 - 障害者控除を受ける方は、障害者手帳やそれを証明できるもの
 - 勤労学生控除を受ける方は、在学証明書やそれを証明できるもの
- ※控除の内容が源泉徴収票に記載されている場合は、書類不要です。

◆施設見学
昨年稼働した日本初の水汚泥をガス発電に利用する発電炉などを見学し、市内の下水がどのように処理、再利用されているか確かめてみませんか。
とき 3月7日(月)
集合 午後1時、市役所正面前
※解散は午後4時ごろ。
※マイクロバスを利用。
ところ 東京都清瀬水再生センター、汚泥ガス化炉施設
費用 無料
対象 市内在住・在勤・在学の方
定員 20人
持ち物 筆記用具、飲み物ほか
申込み 3月4日(金)までに、電話、電子メール(住所、氏名、電話番号を記入)で、環境保全課へ(申込み多数の場合は抽選)☎042(346)0506 ☒kank.yohozen@city.kodaira.lg.jp

第5回 環境学習講座

所や送付でも受け付けています。
問合せ 税務課 ☎042(346)0502
問合せ 小平商工会 ☎042(344)2311



対象	バリアフリー改修	省エネ改修
対象	平成19年1月1日以前に建築された住宅 65歳以上の方、要介護または要支援認定を受けている方、障がいのある方のいずれかが居住している 一定の要件を満たし、費用が30万円以上(補助金などを除く)のバリアフリー改修を施工	平成20年1月1日以前に建築された住宅 一定の要件を満たし(省エネ基準適合工事の証明が必要)、費用が30万円以上の熱損失防止改修を施工
期間	改修工事が完了した年の翌年度分	
減税額	1戸あたり100㎡の床面積相当分(賃貸部分を除く)までの家屋にかかる固定資産税の3分の1を減額	1戸あたり120㎡の床面積相当分までの家屋にかかる固定資産税の3分の1を減額

対象	耐震改修
対象	昭和57年1月1日以前に建築された住宅 現行の耐震基準に適合させるよう一定の要件を満たし(耐震基準適合工事の証明が必要)、費用が30万円以上の耐震改修を施工
期間	改修工事が完了した年の翌年度分から一定期間(最長で2年間)
減税額	1戸あたり120㎡の床面積相当分までの、家屋にかかる固定資産税の2分の1を減額

※いずれの改修も原則として、工事の完了後3か月以内に必要書類を添付した申請が必要です。

耐震・バリアフリー・省エネ改修をした住宅の固定資産税を減額

市では、耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修を行った住宅について、固定資産税の減額を行っています(左表参照)。
減額措置を受けるには、
問合せ 税務課 ☎042(346)0505

個人事業者向け 確定申告相談会
税理士による個人事業者向け確定申告相談会です。
日程 ▼2月25日(金) 午前10時～午後4時
東部市民センター
▼3月3日(木)～11日(金) 午前9時30分～午後4時
小平商工会
※土曜・日曜日を除く。予約不要。
問合せ 小平商工会 ☎042(344)2311

東村山税務署 確定申告・還付申告は税務署へ
正しく作成し期限内に提出を
申告書の提出・納付期限
▼所得税・贈与税：3月15日(火)
▼個人事業者の消費税および地方消費税：3月31日(木)
申告書は、e-Taxや郵便または信書便による送付、税務署の時間外収受箱に投かんすることでも提出できます(贈与税は利用できません)。詳しくは、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。
お問い合わせください。

今月の税 2月

◆固定資産税・都市計画税(第4期)
◆国民健康保険税(第8期)
※納付は、2月28日(月)の納期限までに
夜間納税窓口
2月25日(金)に開設
日中に市税の納付や納税相談ができない方のために、夜間窓口を開設します(ご利用ください)。

お問い合わせ 収納課 ☎042(346)0507

日曜窓口を開設
とき 2月20日・27日の日曜日 午前9時～午後5時
内容 申告書作成のアドバイスおよび申告書の受付
※国税の領収・納税証明書の発行および電話での相談は行いません。
ホームページで確定申告書等を作成できます
所得税・消費税などの確定申告書や青色申告決算書・収支内訳書・贈与税の申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で作成・印刷することができます。印刷した確定申告書(白黒も可)を、税務署に提出することもできます。また、e-Tax(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)を利用すると、作成した申告書データ(贈与税を除く)に電子証明書を添付して、そのまま送信・提出することができます。

納税には
口座振替のご利用を
新規で利用する場合は、納期限までに手続きが必要です。詳しくは、税務署へお問い合わせください。
平成22年分の振替納付日
▼所得税：4月22日(金)
▼個人事業者の消費税、地方消費税：4月27日(水)
問合せ 東村山税務署 ☎042(394)6811